

身体障害者手帳の認定基準が変わります

4月から、千葉県の手帳障害者手帳の認定基準が一部改正されます。

旧基準
 市役所または本納支所で4月1日以降に申請を受理したもののから新しい基準が適用されます。
 身体障害者手帳の申請を検討される際にはご注意ください。

旧基準
 心臓にペースメーカーや体内植込み埋め込み型除細動器を装着した方

旧基準
 (平成26年3月31日まで)
 心臓機能障害1級に認定

新基準
 (平成26年4月1日から)
 障害の程度に応じて等級を決定

旧基準
 関節に人工骨頭または人工関節を用いた方

旧基準
 (平成26年3月31日まで)
 関節機能全廃(4級または5級)に認定

新基準

(平成26年4月1日から)
 障害の程度に応じて等級を決定(障害の程度によっては認定されません)

※ただし、平成26年3月31日までに指定医による身体障害者手帳用診断書・意見書を作成された方で、同年4月1日～6月30日までに市役所または本納支所に申請があった場合は、旧基準で認定されます。

お問い合わせは、市障害福祉課(2階)
 ☎(20)1666、FAX(20)1610へ。

4月から国民健康保険証の送付方法が変わります

これまで普通郵便でお送りしていた国民健康保険の保険証を、より確実にお届けするために4月から簡易書留郵便に変更します。

簡易書留郵便とは、普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接手渡しする郵便です。受取時には印鑑等が必要です。

配達時にご不在の場合は、郵便局の配達員が「不在連絡票」を置いていきますので、ご都合のよい日時に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取りください。受け取り方など、くわしくは「不在連絡票」でご確認ください。

郵便局での保管期間が過ぎた場合、保険証は市役所に返送されます。保管期間経過後は、市国保年金課へご連絡ください。

簡易書留郵便以外を希望される場合には、特定記録郵便(郵便物の引き受けが記録され、各家庭の郵便受けにお届けします。)での交付も行いますので、市国保年金課へご連絡ください。

お問い合わせは、市国保年金課(2階)
 ☎(20)1503、FAX(20)16000へ。



4/1

高師町下井戸線が開通

平成25年7月から平成26年2月にかけて実施した都市計画道路高師町下井戸線(茂原小学校西側)の道路新設工事が無事完成し、4月1日に開通します。



工事中は大変ご迷惑をおかけしました。ご理解、ご協力ありがとうございました。
 お問い合わせは、市土木建設課(7階)
 ☎(20)1536、FAX(20)1605へ。

4月1日☉から固定資産の縦覧ができます

この縦覧制度は、納税者が自らの資産の評価額について、他の資産と比較し、検討できるようにするものです。

- ◆縦覧期間
4月1日☉～4月30日☉までの8時30分～17時15分まで(土・日・祝日を除く)
 - ◆縦覧場所
市資産税課(2階)
 - ◆縦覧に供するもの
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿
 - ◆必要なもの
納税者本人を確認できるもの(代理人・納税管理人的の方は、委任状と本人を確認できるもの)
- ※納税者本人分の固定資産課税台帳(名寄帳)は、期間中は無料で閲覧できます。

お問い合わせは、市資産税課(2階)
 ☎(20)1579、FAX(20)1609へ。